

福島県沖を震源とする地震による被害状況等について（第8報）

1 厚生労働省における対応

- | | | | |
|-----|------|-------|------------------|
| (1) | 2/13 | 23:09 | 厚生労働省災害情報連絡室設置 |
| | 2/13 | 23:09 | 厚生労働省災害対策本部設置 |
| | 2/14 | 10:30 | 第1回厚生労働省災害対策本部会議 |

2 医療関係

(1) 医療関係全般

- ・ EMIS 等を用いて各地の被害状況等について情報収集を実施。

(2) EMIS の運用状況（2月22日11時00分）

- ・ 災害モード
宮城県、福島県
- ・ 警戒モード
なし

（参考：以前、災害又は警戒モードで現在通常モード）

青森県、岩手県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、宮崎県

(3) 医療機関の被害状況（2月22日11時00分）

- ・ 宮城県では、現時点で少なくとも1の医療機関の被害が継続している。
（その他の被害1）
- ・ 福島県では、現時点で少なくとも合計2の医療機関の被害が継続している。（その他の被害2）

	浸水		断水		停電		その他		備考
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在	
宮城県	0	0	4	0	3	0	2	1	
福島県	0	0	10	0	3	0	10	2	
茨城県	0	0	0	0	1	0	0	0	
栃木県	0	0	0	0	2	0	0	0	
群馬県	0	0	0	0	1	0	0	0	
合計	0	0	14	0	10	0	12	3	

※宮城県及び福島県における浸水は確認の結果、スプリンクラーの破損による漏水のため、第3報よりその他として計上。

<既に行った対応・復旧の状況>

- ・29医療機関で断水・停電等の被害が解消。
- ・医療施設等の早期の復旧を目的として、各都道府県衛生主管部（局）災害医療主管部（課）長あてに、「令和2年度に発生した災害により被災した医療施設等に係る災害復旧費補助金の活用意向の報告について（依頼）」（令和2年7月7日付厚生労働省医政局地域医療計画課救急・周産期医療等対策室長事務連絡）を再周知（2/14）。

(4) DMAT の活動状況（2月22日11時00分）

- ・全国の DMAT に対して、自動参集基準が適応され、各地で待機状態となったが、被害状況を踏まえて全国派遣については待機状態を解除。
- ・活動を終了（2/16）。

(5) DPAT の活動状況

- ・2月16日福島県 DPAT 調整本部解散
- ・同日、DPAT 事務局本部活動終了

(6) 医薬品・医療機器製造販売業、卸売販売業関係

- ・ニプロファーマ株式会社の鏡石工場（福島県岩瀬郡）において、地震により生産設備に被害が発生。医薬品の安定供給への影響及び復旧の時期等については現在確認中（2/22）。引き続き情報収集に努める。

<在宅医療関連>

- ・在宅人工呼吸器、在宅酸素濃縮器等を製造する医療機器メーカー12社に患者の安否確認状況、製造施設等の被害状況等について報告を依頼（2/14）。
- ・製造施設等への被害及び患者被害に関する報告はなし（2/18）。

(7) 在宅酸素療法患者への対応について

- ・全国的に展開している在宅酸素供給装置の保守点検事業者8社に対して、厚生労働省から患者の安否の確認状況等について情報提供を依頼(2/14)。
- ・現時点では患者被害情報はなし(2/18)。

3 生活衛生・食品安全関係

(1) 水道の被害状況

① 断水の状況

- ・現時点で全て復旧済み

県・市町村 ・事業者名	断水戸数(戸)		断水 期間	被害等の状況
	最大	現在		
断水解消済み				
【宮城県】 石巻地方広域 水道企業団 (石巻市)	10	0	2/14	・配水管の破損による断水(復旧済み)
おおさきし 大崎市	16	0	2/13~14	・配水管の破損による断水(復旧済み)
仙台市	82	0	2/14~15	・配水管の破損による断水(復旧済み)
まるもりまち 丸森町	700	0	2/13~14	・配水管の破損による断水(復旧済み)
ぎおうまち 蔵王町	100	0	2/13~14	・配水管の破損による断水(復旧済み)
おおがわらまち 大河原町	136	0	2/13~14	・配水管の破損による断水(復旧済み)
やまもとちょう 山元町	2,900	0	2/13~18	・配水管の破損による断水(復旧済み)
【福島県】 いわき市	84	0	2/13~14	・配水管の破損による断水(復旧済み)
福島市	126	0	2/13~14	・配水管の破損による断水(復旧済み)
みなみそうまし 南相馬市	16,124	0	2/13~14	・配水池の緊急遮断弁作動に伴う断水(復旧済み)
しらかわし 白河市	76	0	2/13~14	・配水池の破損による断水(復旧済み)

もとみやし 本宮市	57	0	2/13~14	・配水管の破損による断水（復旧済み）
こおりまち 桑折町	4,000	0	2/13~14	・配水管の破損等による断水（復旧済み）
やぶきまち 矢吹町	95	0	2/13~14	・配水管の破損等による断水（復旧済み）
てんえいむら 天栄村	300	0	2/13~15	・配水管の破損による断水（復旧済み）
相馬地方広域 水道企業団 しんちまち (新地町)	630	0	2/14~16	・送配水管の破損による断水（復旧済み）
【茨城県】 かすみがうら市	716	0	2/13~14	・停電による断水（復旧済み）
【栃木県】 なすまち 那須町	50	0	2/14	・送水管の破損による断水（復旧済み）
もてぎまち 茂木町	200	0	2/13~14	・停電による断水（復旧済み）
はが 芳賀中部上水 水道企業団	160	0	2/13~14	・停電による断水（復旧済み）
合計	26,562	0		

(2) 株式会社日本政策金融公庫関連

(ア) 日本政策金融公庫の融資に関して、中小企業・小規模事業者の資金繰りに重大な支障が生じないように、令和3年2月15日付けで、当面の貸付業務についての配慮を要請。

(イ) 令和3年2月15日付けで、日本政策金融公庫において特別相談窓口を設置し、中小企業・小規模事業者向け災害貸付の融資、返済猶予についての相談を開始。

4 社会福祉施設等関係

(1) 高齢者関係施設の被害状況

宮城県仙台市で10箇所、富谷市で1箇所、^{とみやし}山元町で2箇所、^{やまもとちょう}福島県郡山市で7箇所、いわき市で19箇所、福島市で3箇所、相馬市で1箇所、二本松市で4箇所、伊達市で6箇所、本宮市で4箇所、国見町で2箇所、川俣町で3箇所、檜葉町で1箇所、新地町で2箇所、飯舘村で1箇所の合計66箇所において壁の亀裂等の被害があったが、サービス提供に影響なし。人的被害無し。引き続き情報収集に努める。

(2) 障害児・者関係施設の被害状況

宮城県仙台市で2箇所、^{とめし}登米市で1箇所、山形県米沢市で1箇所、福島県相馬市で4箇所、南相馬市で1箇所、白河市で1箇所、伊達市で1箇所、二本松市で1箇所、須賀川市で1箇所の合計13箇所において壁の一部破損等の被害があったが、サービス提供に影響なし。また、本宮市で1箇所、室内の壁の亀裂や窓ガラス破損のため避難中である。いずれも人的被害無し。引き続き情報収集に努める。

(3) 児童関係施設等の被害状況

宮城県仙台市で5箇所、福島県いわき市で13箇所、福島市で15箇所、本宮市で1箇所、須賀川市で3箇所、南相馬市で1箇所、国見町で2箇所、^{かがみいしまち}鏡石町で2箇所、天栄村で2箇所、茨城県水戸市で5箇所、石岡市で1箇所、牛久市で2箇所、常陸大宮市で1箇所、桜川市で1箇所の合計54箇所において壁の亀裂等の被害があったが、サービス提供に影響なし。人的被害無し。引き続き情報収集に努める。

5 保健・衛生関係

(1) 人工透析

各都道府県に対し、被害状況の確認を要請した。また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼(2/13)。

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(2) 人工呼吸器在宅療養難病患者

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市に対し、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請(2/14)。

患者団体に対し、地区支部を通じて、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への被害情報の把握について協力を依頼(2/14)。

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(3) 被災者の健康管理

宮城県、福島県に対し、保健活動に関する状況の確認と連絡体制の確保を要請(2/14)。引き続き情報収集に努める。

○ 都道府県、保健所設置市、特別区に、被災地で保健師などが行う保健活動に活用するため、以下の事務連絡等を送付し、被災者への対応を要請した。引き続き情報収集に努める。

・ 2月14日付 「「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイ

ドライン」について」(令和3年2月14日付け健康局健康課保健指導室事務連絡)

・2月14日付「避難生活を過ごされる方々の深部静脈血栓症／肺塞栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)の予防について」(令和3年2月14日付け健康局健康課保健指導室事務連絡)

・2月14日付「管轄避難所等情報の記録様式について」(令和3年2月14日付け健康局健康課保健指導室事務連絡)

- 都道府県、保健所設置市、特別区に対し、避難所における被災者の健康管理を行う保健師等や災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の派遣調整が必要となった場合の厚生労働省の連絡先について事務連絡を送付。

・2月14日付「保健師等の災害時における応援派遣の調整依頼について」(令和3年2月14日付け健康局健康課保健指導室事務連絡)

・2月14日付「「災害時健康危機管理支援チーム」(DHEAT)の災害時における派遣の調整依頼について」(令和3年2月14日付け健康局健康課地域保健室事務連絡)

- 都道府県、保健所設置市、特別区に対し、避難所における新型コロナウイルス感染症の対応を周知。

・令和2年5月21日付「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」(令和2年5月21日付府政防第939号、消防災第87号、健感発0521第1号)

6 薬局、薬剤師、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

(1) 薬局、薬剤師

・現時点の被害状況は以下のとおり。引き続き情報収集に努める。

	被害件数	営業状況	詳細状況
宮城県	蔵王町3件	営業状況不明3件	建物損壊1件、その他被害2件
宮城県	石巻市3件	営業状況不明3件	建物損壊3件
宮城県	利府町2件	営業状況不明2件	建物損壊1件、設備損壊1件
宮城県	七ヶ浜町1件	営業状況不明1件	建物損壊1件
宮城県	塩竈市1件	営業状況不明1件	設備損壊1件
宮城県	多賀城市2件	営業状況不明2件	建物損壊2件

(2) 輸血用血液製剤関係

・現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(3) 毒物劇物関係

・現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

7 障害福祉関係

- 被災した要援護障害者等への対応について
災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（2/14：福島県）

- 避難所等で生活する障害児者への配慮事項等について
災害救助法が適用された自治体に対して、避難所等で生活する障害児者やその家族に対する支援に当たって、障害特性等に応じた特段の配慮を講ずるよう要請（2/14：福島県）

- 市町村が障害者（児）についての安否確認を行うとともに、相談支援事業者と連携しつつ、必要なサービス提供につなげる旨を周知（2/14：福島県）

- 災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について災害により被災した要援護者の児童福祉施設での受入れに係る特例措置について周知（2/14）

- 令和3年福島県沖を震源とする地震の発生に伴う児童福祉施設等の人員基準等の取り扱いについて他施設等からの応援職員派遣に伴う設備や人員基準等の緩和について周知（2/14）

- 被災した就労継続支援A型事業所等について、生産活動収入の減少が見込まれるときには、自立支援給付を賃金等に充てても差し支えない旨を都道府県等に周知。（2/15）

- 都道府県・指定都市に対して、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する入院手続について、被災した精神科病院の転院等の取扱を周知（2/15）

- 特別児童扶養手当等の認定等に係る提出書類の省略や一定の損害を受けた被災者を所得制限の対象外とする等の特例措置について都道府県等に要請（2/15）

8 児童福祉関係

(1) 利用者関係

- 各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請（2/15）。
 - ・ 母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスについて、住民票の有無にかかわらず、避難先である自治体において適切に受けられるよう柔軟に対応すること
 - ・ 児童福祉法による助産の実施について、付近に助産施設がない場合等やむを得ない事由があるときは助産施設以外で助産の実施を行っても差し支えないこと
 - ・ 保育所等を利用している方々等で、保育料を負担することが困難な者について、保育料の減免ができること等
- 各都道府県等に対して、厚生労働省ホームページ等に掲載している災害時の母子保健対策に関するマニュアル等について情報提供（2/15）。
- 各都道府県等に対して、被災した妊産婦及び乳幼児への対応について、以下の事項について特段の配慮を要請（2/15）。
 - ・ 保健師・助産師等が支援する際に、保温、栄養、感染症防止、休息など健康管理に配慮した相談支援などを継続的に行うこと

(2) 事業者関係

- 各都道府県等に対して、被災地に応援職員を派遣する施設（派遣元施設）において、被災地に職員を派遣したことで、派遣元施設における職員が一時的に不足し、人員配置基準を満たさなくなる場合等の、人員及び設備等の基準の適用を、柔軟に取り扱って差し支えない旨を周知。（2/14）
- 各都道府県等に対して、児童相談所が被災地域において支援を必要としている子ども等の把握に努め、関係機関と連携して支援を行う体制を構築するとともに、被災地域における子ども等への相談支援を積極的に行うよう要請。（2/14）

(3) その他

- 各都道府県等に対して、被災した要援護者への対応について、以下の事項について特段の配慮を要請。（2/14）
 - ・ 被災地域の児童養護施設等に入所する児童等の広域的な受入体制の構築
 - ・ 当該児童等に係る費用徴収の減免措置等が行える等
- 各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。（2/15）
 - ・ 児童扶養手当の認定等に係る提出書類の省略や所得制限に係る特例措

置

- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金の支払いの猶予等

9 介護保険関係

(1) 利用者関係

○ 被災した要介護高齢者等への対応について

各都道府県及び被災市町村に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、地方自治体の判断において利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（2/14）。

また、各都道府県及び被災地市町村に対して、被災者は被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を发出（2/14）。

10 医療保険関係

- 被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（2/14）。

※「令和3年福島県沖を震源とする地震による災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について」（令和3年2月14日付け保険局医療課事務連絡）を送付（2/14）。

- 全国健康保険協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金及び地方厚生（支）局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる旨等を周知。

※「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」（令和3年2月14日付け保険局保険課事務連絡）を送付（2/14）。

- 各都道府県に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて」の再周知について」（令和3年2月14日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）を送付（2/14）。

※平成25年5月に发出した事務連絡を再周知。

- 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
- ※「令和3年福島県沖を震源とする地震による後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」（令和3年2月14日付け保険局高齢者医療課事務連絡）を送付（2/14）。

- 公費負担医療（原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等）について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨を都道府県等に連絡。
- ※「令和3年福島県沖を震源とする地震による災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」（令和3年2月14日付け関係課連名事務連絡）を送付（2/14）。

11 年金関係

- 日本年金機構に対して、災害により被災した被保険者に係る国民年金保険料の免除を行うよう指示するとともに、各市町村に対しても周知（2/15）。
- ※平成16年12月10日に発出した「災害に伴う国民年金保険料の免除事務について（通知）」の再周知について、令和3年2月15日付け厚生労働省年金局事業管理課長通知を送付。

- 年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務における返済条件の緩和等について、実施機関の（独）福祉医療機構のホームページにより周知。（2/15）

12 労働関係

(1) 労災保険

- 災害救助法が適用された地域を管轄する労働局に対して以下の指示（2/14（福島））。
- ・ 労災保険給付の請求について、事業主証明が受けられなくとも請求書を受理する等の手続きの簡略化
- ・ 事業主からの申請に基づき労働保険料等の納付猶予措置等の実施

(2) 社会復帰促進等事業関係

- 災害救助法が適用された地域を管轄する労働局に対して以下の指示（2/14（福島））。

- ・ 今回の災害による被害により、事業場が倒産し、賃金未払のまま退職を余儀なくされた労働者に対して、未払賃金立替払制度の申請手続きの簡略化

(3) 勤労者生活関係

勤労者退職金共済機構

- ・ 被災した共済契約者（事業場）の掛金についての納付期限の延長、支払手続きの簡素化等の取扱いが可能な旨を機構ホームページにて周知（2/15）。
- ・ 被災した財形持家転貸融資返済中の方に対する返済猶予等の措置及び住宅等に被害を受け新たに財形持家転貸融資を受ける方に対する貸付金利引下げ措置を機構ホームページにて周知（2/15）。

労働金庫

- ・ 通帳等のない場合の預金引出し、定期性預金の満期日前の支払についての相談等について、東北労働金庫、中央労働金庫及び静岡労働金庫ホームページにて周知（東北労働金庫2/14、中央労働金庫2/15、静岡労働金庫2/17）。
- ・ 特別融資の実施について、東北労働金庫、中央労働金庫、北陸労働金庫、新潟労働金庫及び静岡労働金庫ホームページにて周知（東北労働金庫及び中央労働金庫2/15、北陸労働金庫2/16、新潟労働金庫及び静岡労働金庫2/17）。

13 雇用関係

(1) 雇用保険

- ・ 各都道府県労働局宛に事務連絡を発出し次の事項を指示（2/15）。
（事務連絡「令和3年福島県沖を震源とする地震に係る被害に対する失業等給付関係対策の実施について」）
 - ① 災害により休業するに至った事業所の早急な把握に努めること、当該事業所の労働者で一時的に離職を余儀なくされた者は基本手当の特例措置の対象になること等
 - ② 被災地域の受給資格者に対する配慮（失業認定日変更、必要書類の確認、失業の認定における弾力的な取扱い等）を行うこと

(2) 障害者雇用関係

- ・ 事務連絡で、被災地域に事業所のある企業については、企業からの申し出により、障害者雇用納付金の納付期限を猶予していただくよう独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に対して要請（2/15）。

こうした要請を行った旨を、都道府県労働局に対しても周知。（「令和3年福島県沖を震源とする地震による災害の被災事業主に係る障害者雇用納付金の取扱いについて」（令和2年2月15日事務連絡））

14 災害ボランティア関係

- 福島県5自治体（郡山市、須賀川市、矢吹町、国見町、桑折町）の社会福祉協議会において災害ボランティアセンターを開設。

15 消費生活協同組合関係

- 共済事業を行う消費生活協同組合に対し、被災した共済契約者について、掛金の払込期間の延長や共済金の請求手続きの簡素化等の取扱いが可能な旨を周知。（2/15）

16 独立行政法人福祉医療機構関係

- 2月15日付で、相談窓口を設置し、社会福祉施設及び医療施設等の災害復旧資金の融資、返済猶予についての相談を開始。

17 厚生局及び労働局の状況等

(1) 厚生局

- ・現時点で人的・物的被害無し。引き続き情報収集に努める。

(2) 労働局

- ・現時点で、福島労働局職員の6人が軽傷、宮城労働局の庁舎で天井の損壊等の被害あり。引き続き情報収集に努める。

以上